

議 案 提 出 書

横手市議会委員会条例及び横手市議会議員政治倫理条例の一部を
改正する条例

上記の議会案を提出する。

令和7年9月19日 提出

提出者

横 手 市 議 会 議 員 全 員

賛成者

横手市議会議長 小野 正伸 様

提案理由

横手市議会議員の定数の改定に伴い、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第 5 号

横手市議会委員会条例及び横手市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

(横手市議会委員会条例の一部改正)

第 1 条 横手市議会委員会条例（平成 1 7 年横手市条例第 3 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管に属する事項は、次のとおりとする。 (1) 予算決算委員会 <u>2 6 人</u> 予算及び決算に関する事項 (2) 総務文教常任委員会 <u>9 人</u> 総務企画部、財務部、まちづくり推進部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管に属する事項は、次のとおりとする。 (1) 予算決算委員会 <u>2 2 人</u> 予算及び決算に関する事項 (2) 総務文教常任委員会 <u>8 人</u> 総務企画部、財務部、まちづくり推進部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常

任委員会の所管に属しない事項

(3) 厚生常任委員会 9人

市民福祉部、市立横手病院及び市立大森病院の所管に
属する事項

(4) 産業建設常任委員会 8人

農林部、商工観光部、建設部、上下水道部及び農業委
員会の所管に属する事項

3 [略]

(議会運営委員会の設置)

第4条 [略]

2 議会運営委員会の委員の定数は、10人とする。

3 [略]

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 [略]

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数
は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。

任委員会の所管に属しない事項

(3) 厚生常任委員会 7人

市民福祉部、市立横手病院及び市立大森病院の所管に
属する事項

(4) 産業建設常任委員会 7人

農林部、商工観光部、建設部、上下水道部及び農業委
員会の所管に属する事項

3 [略]

(議会運営委員会の設置)

第4条 [略]

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 [略]

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 [略]

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数
は、前条第2項の規定にかかわらず、8人とする。

--	--

(横手市議会議員政治倫理条例の一部改正)

第2条 横手市議会議員政治倫理条例（平成25年横手市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(政治倫理審査会の設置) 第6条 [略] 2 審査会は、委員<u>10人</u>で組織し、議員のうちから議長が任命する。 3・4 [略]	(政治倫理審査会の設置) 第6条 [略] 2 審査会は、委員<u>8人</u>で組織し、議員のうちから議長が任命する。 3・4 [略]

附 則

この条例は、令和7年10月23日から施行する。